「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和 ５ 年 ２ 月２７日

坂戸市農業委員会

第１　基本的な考え方

　　本市は、全域がほぼ平地であるが基盤整備の実施状況に地域差があり、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっており、地域の実態に応じた取り組みを推進し「農地等の利用の最適化」を図ることが求められている。

　　特に、基盤整備未実施地域では、遊休農地の発生が懸念されることから、その発生防止・解消に努めていく一方、基盤整備実施済地域では土地利用型の稲作が盛んなことから担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画」に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

　　以上の観点から、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の連携による、担当区域ごとの活動により「農地等の利用の最適化」がより一層図れるよう、本農業委員会の「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

　なお、この指針は本市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」を踏まえた長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期の３年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和４年２月２日付け３経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和４年２月25日付け３経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第２　具体的な目標と推進方法

　１．遊休農地の発生防止・解消について

　（１）遊休農地の解消目標

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 管内の農地面積(Ａ) | 遊休農地面積(Ｂ) | 遊休農地の割合(B/A) |
| 現　状  （令和５年２月） | １,１８０　ｈａ | ２５.０　ｈａ | ２.１　％ |
| ３年後の目標  （令和８年３月） | １,１５０　ｈａ | １６.０　ｈａ | １.４　％ |
| 目　　　標  （令和１５年３月） | １,１２０　ｈａ | １１.２　ｈａ | １.０　％ |

【目標設定の考え方】

・目標とする遊休農地の割合は、農業委員会等に関する法律第17条第1項第2号及び農業委員会等に関する法律施行令第７条第1項第１号に基づき「農地等の利用の効率化及び高度化が図られている基準は、区域内の農地の遊休農地率が100分の１以下である。」に準じて1パーセント以下を目標とする。

・管内の現状の農地面積は、直近の農林水産省「耕地及び作付面積統計」の耕地面積とし、遊休農地面積は、直近で国に報告した「遊休農地に関する措置等の状況に関する調査」の遊休農地面積とする。

（２）遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

　　　ア　農地利用状況調査と農地利用意向調査の実施について

　　　 (ア)　農業委員と推進委員が連携し、農地利用状況調査及び農地利用意向調査を実施する。

　　　 (イ)　農地パトロールなどの現場活動は、農地利用状況調査の時期にかかわらず日常的に実施し、遊休農地等の早期発見及び発生防止に努める。

　　　 (ウ)　農地所有者の意向を把握し、必要に応じて相談等を実施し、農地の利用関係の調整に努める。

　　　 (エ)　農地利用状況調査と農地利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録保持と公表の迅速化を図る。

　　　イ　農地中間管理機構との連携について

　　　 　農地利用意向調査の結果に基づき、農家の意向を踏まえ農地中間管理機構への利用権設定を進める。

ウ　非農地判断について

　　　　　農地利用状況調査によって、再生利用が困難と区分された農地については、所有者の意向を踏まえ、現況に応じて「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

（３）遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

２．担い手への農地利用の集積・集約化について

（１）担い手への農地利用集積目標

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 管内の農地面（Ａ） | 集積面積（Ｂ） | 集積率（Ｂ/Ａ） |
| 現　　状  （令和５年２月） | １,１８０　ｈａ | ２４９.１　ｈａ | ２０.５　％ |
| ３年後の目標  （令和８年３月） | １,１５０　ｈａ | ３４２.４　ｈａ | ２９.８　％ |
| 目　　標  （令和1５年３月） | １,１２０　ｈａ | ５６０.０　ｈａ | ５０.０　％ |

【目標設定の考え方】

・本市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（令和４年３月策定）」の第４の１に示す「効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標」である５０パーセントに準じて集積率の目標は５０パーセントとする。

（２）担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

ア　「地域計画」の作成・見直しについて

農業委員会として、地域ごとに人と農地の問題を解決するため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに積極的に参加し、地域の農業者の意向や農地の情報等の把握に努める。

　　　イ　農地中間管理機構等との連携について

農業委員会は、市、農地中間管理機構、農協等と連携し、（ア）農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、（イ）経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、（ウ）利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い「地域計画」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえた利用調整を行う。

　　　ウ　農地の利用調整と利用権設定について

市内の地域ごとの農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえ、農地中間管理機構との連携により農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、基盤整備未実施地域等で農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がいない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて新規参入の受入れを推進するなど、それぞれの地域に応じた取り組みを推進する。

　　　エ　農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

農地の所有者等を確知することができない農地ではあるが、利用権設定が見込める農地については、公示手続を経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

（３）担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

３．新規参入の促進について

（１）新規参入の促進目標

|  |  |
| --- | --- |
|  | 経　営　体　数  （新規参入経営体取得面積） |
| 現　　状  （令和５年２月） | １４　　経営体 |
| ３年後の目標  （令和８年３月） | ２０　　経営体 |
| 目　　標  （令和1５年３月） | ３４　　経営体 |

【目標設定の考え方】

・現状は、農業振興課資料による。

・本市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（令和４年３月策定）」の第１の５に示す「本市農業の持続的な発展に向け、年間２人を確保することを目標とする。」に準じて設定する。

（２）新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

　　　ア　関係機関との連携について

県、市、農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構、農業協同組合等の関係機関と連携し、新規参入を希望する者からの相談、農地のあっせん等への対応に努めるほか、新規参入後のフォローアップにも努める。

　　　イ　新規就農フェア等への参加について

市、農協等と連携し、農業委員や推進委員が新規就農フェア等に積極的に参加し情報収集に努め、新規就農の受入れとフォローアップ体制を整備する。

　　　ウ　企業参入の推進について

担い手が不足している地域では、企業の農業参入も地域の担い手確保の有効な手段であることから、県、市、農地中間管理機構と連携して、積極的に企業の参入の推進を図る。

（３）新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第３　「地域計画」の目標を達成するための役割

本市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、本農業委員会は次の役割を担っていく。

・「地域計画」の定期的な見直しへの協力

・「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整

・日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認